

”あなたの健康応援隊”

公益財団法人山梨県スポーツ協会

スポーツ傷害見舞金制度

有効にご活用ください。

※市町村体育協会や本協会加盟団体等主催するスポーツ大会等において、万が一怪我などがあった場合に、見舞金を給付する制度です。

【見舞金給付】

①	治療に要する期間	40日以上60日未満			10,000円
		60日以上90日未満			20,000円
		90日以上180日未満			30,000円
		180日以上1年未満			50,000円
		1年以上2年未満			70,000円
		2年以上			100,000円
②	後遺障害	14級	350,000円	7級	1,400,000円
		13級	500,000円	6級	1,500,000円
		12級	650,000円	5級	1,600,000円
		11級	800,000円	4級	1,700,000円
		10級	950,000円	3級	1,800,000円
		9級	1,100,000円	2級	1,900,000円
		8級	1,250,000円	1級	2,000,000円
③	死亡				2,000,000円

※ その他、詳細につきましてはお問い合わせください。

公益財団法人 山梨県スポーツ協会
〒400-0836 甲府市小瀬町840
TEL:055-243-3111(代)
055-243-3146(直通)
総務課 担当 在原

傷害見舞金対象事業

	関係団体	対象事業		
1	県スポーツ協会(スポーツ少年団活動を含む)	県内大会	・県スポーツ少年団大会 ・県体育祭り	
		県外大会	・国民体育大会関東ブロック大会・本大会	
	県スポーツ協会加盟団体	市町村体育協会	県内大会	・市町村体育祭り、市町村競技別大会等住民全員を対象とする規模以上のもの
		競技団体	県内大会	・競技団体別県選手権大会(小・中・高・一般) ・競技別関東及び全国大会等県予選 ・競技別国民体育大会県予選
		学校体育団体	県内大会	・県新人大会 ・中・高県総合体育大会 ・中・高 関東、全国大会県予選
県外大会	・下記4・5に記載			
2	県	県内大会	・県一周駅伝 ・県スポーツ・レクリエーション祭 ・四川省スポーツ交流大会(派遣も含む)	
		県外大会	・国民体育大会関東ブロック大会・本大会 ・全国身障者スポーツ大会 ・全国健康福祉祭(スポーツ種目)	
3	競技力向上対策本部	県内	・競技力向上のための本部事業 合宿、交流試合 ジュニアスポーツ教室等	
		県外	・競技力向上のための本部事業 (合宿、交流試合)	
4	(1) 山梨県高等学校体育連盟の上部団体が主催する事業 ・関東高校体育大会 ・全国高校総合体育大会 ・全国高校選抜大会			
	(2) 山梨県小中学校体育連盟の上部団体が主催する事業 ・関東中学校体育大会 ・全国中学校総合体育大会			
5	(1) 山梨県高等学校野球連盟及びその上部団体が主催する事業 ・関東・全国高等学校野球大会 ・関東・全国選抜高等学校野球大会			
	(2) 山梨県特殊教育諸学校体育連盟及びその上部団体が主催する事業			